

京都市告示第319号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和7年7月29日

京都市長 松井孝治

臨時に休館する日

令和7年8月12日（火）から同月15日（金）までの4日間

（歴史資料館）